

健全化判断比率等

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度、新しい財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められた指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の 3 段階に区分するものです。

資金不足比率は、地方公営企業の経営の健全性を判断するものとして定められた指標で、公営企業会計ごとに算定し、「健全」「経営健全化」の 2 段階に区分するものです。

（１）令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率等

◎健全化判断比率

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため該当ありませんでした。

また、実質公債費比率と将来負担比率はともに早期健全化基準を下回っており、現状では大きな問題はありません。「健全段階」

※令和 2 年度の数値は、令和 3 年 7 月 29 日時点の暫定値

指 標	令和 2 年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考) 令和元年度
実質赤字比率	—%	15.00%	20.00%	—%
連結実質赤字比率	—%	20.00%	30.00%	—%
実質公債費比率	9.4%	25.0%	35.0%	9.1%
将来負担比率	5.3%	350.0%		—%

※実質赤字比率と連結実質赤字比率及び将来負担比率は、赤字額がないため「—%」で表示しています。

◎公営企業会計に係る資金不足比率

各公営企業会計とも資金不足が生じた公営企業がないため、資金不足比率は該当ありませんでした。「健全段階」

特別会計の名称	令和 2 年度	経営健全化基準	(参考) 令和元年度
水道事業会計	—%	20.0%	—%
病院事業会計	—%	20.0%	—%
下水道事業会計	—%	20.0%	—%
住宅地造成事業特別会計	—%	20.0%	—%

※資金不足比率がないため、「—%」で表示しています。

(2) 健全化判断比率等の概要

◎健全化判断比率

指 標	算定方法	対象範囲
実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ ※一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	一般会計等
連結実質赤字比率	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ ※全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計
実質公債費比率 （3か年平均）	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ ※一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合
将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ ※一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合

◎資金不足比率

指 標	算定方法	対象範囲
資金不足比率	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ ※資金不足額の事業規模に対する比率（公営企業ごとに算定）	水道事業 病院事業 下水道事業 住宅地造成事業

(3) 健全化判断比率等の対象範囲 (令和2年度)

飯綱町	予算・決算会計区分		健全化法会計区分						
	一般会計		一般会計等 (普通会計※1)		実質赤字比率				
	特別会計	からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計							
		訪問看護ステーション特別会計							
		国民健康保険事業特別会計							
		介護保険事業特別会計							
		後期高齢者医療特別会計							
		住宅地造成事業特別会計							
	企業会計	水道事業会計	公営事業会計	公営企業会計	法非適用事業※2	資金不足比率			
		病院事業会計							法適用事業※3
		下水道事業会計							
	一部事務組合・広域連合	長野広域連合							
		北信保健衛生施設組合							
		北部衛生施設組合							
長野県市町村総合事務組合									
長野県市町村自治振興組合									
東北信地域町村交通災害共済事務組合									
長野県後期高齢者医療広域連合									
長水部分林組合									
長野県地方税滞納整理機構									
公地方社等	※該当なし								

※1 普通会計とは、公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもので、地方財政状況調査（決算統計）等自治体相互の比較ができるようにしたもの。

※2 公営企業法に掲載された事業であるが、特別会計を設けて事業の経理を行っているもの。

※3 公営企業法に掲載された事業であり、複式簿記等の企業会計で処理を行っているもの。

※4 スキー場事業特別会計は平成30年度で廃止。

（４）健全化判断比率等の算定

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

地方公共団体の一般会計年度（４月から翌年３月まで）における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に対して不足することは、赤字が生じているということになります。

この赤字の程度を示すため、実質赤字額を地方公共団体の一般財源（町税や地方交付税等）の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率が実質赤字比率です。

本町の令和２年度決算においては、実質赤字は生じていませんので、実質赤字比率の表記については、実質赤字額がないことを示す「―％」となっています。

なお、一般会計等の黒字額の程度をご覧いただくため、一般会計の実質収支額を分子として標準財政規模と比較したものを、下記の実質赤字比率の算定結果で表示（△％）しています。

【一般会計等の状況】

（単位：千円）

会計名	歳入総額 （Ａ）	歳出総額 （Ｂ）	翌年度に繰り越すべき財源（Ｃ）	実質収支額 Ａ－Ｂ－Ｃ
一般会計	11,094,696	10,303,553	34,484	756,659
からまつの丘地区 污水处理場管理事業	2,441	1,877		564
一般会計等 合計	11,097,137	10,305,430	34,484	757,223

【実質赤字比率の算定結果】

※飯綱町の標準財政規模 4,865,351 千円

実質赤字比率＝	$\frac{(\triangle 757,223)}{4,865,351}$	＝	<u>―</u> ％	△15.56％（参考Ｒ１：△11.0％）
---------	---	---	------------	----------------------

○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

地方公共団体の会計は、町税、地方交付税などの一般財源を支出の主な財源とする一般会計のほか、料金収入等を財源として事業を実施する水道事業会計など各種の公営事業会計があります。

料金収入等で解消できない赤字があれば、地方公共団体全体としてこの赤字に対処しなければならなくなります。

このため、地方公共団体全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、全体の赤字額を標準財政規模で除した比率が連結実質赤字比率です。

本町の各会計の収支状況は、下記「各会計の状況」のとおりであり、赤字を生じている会計はありませんので、連結実質赤字比率の表記についても、実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「―%」となっています。

なお、本町全体の黒字額の程度をご覧いただくため、各会計の実質収支額及び剰余額の合計額を分子として標準財政規模と比較したものを、下記の連結実質赤字比率の算定結果で表示（△%）しています。

【各会計の状況】 (単位：千円)

会計名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り越すべき財源(C)	実質収支額 及び剰余額 A-B-C
一般会計等	11,097,137	10,305,430	34,484	757,223
国民健康保険事業	1,342,842	1,291,730		51,112
介護保険事業	1,246,763	1,242,431		4,332
後期高齢者医療	161,939	161,595		344
訪問看護ステーション	55,010	43,099		11,911
(以下、公営企業の特別会計)				
水道事業	720,786	3,571		717,215
病院事業	403,056	173,895		229,161
下水道事業	138,139	22,673		115,466
住宅地造成事業	4,589	57		4,532
各会計 合計	15,170,261	13,244,481	34,484	1,891,296

※公営企業の特別会計（水道事業及び病院事業、下水道事業は公営企業会計の法適用、住宅地造成事業は公営企業会計の法非適用）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第3条及び第4条に定める算定方法により算出。

【連結実質赤字比率の算定結果】

※飯綱町の標準財政規模 4,865,351 千円

連結実質赤字比率＝

(△1,891,296)

4,865,351

＝

―%

△38.87%

(参考R 1

△42.46%)

○実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

地方公共団体の一会計年度を超える長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等の経費を公債費といいます。

一般会計における公債費はもちろん一般会計の義務的な経費になりますが、公営企業等

の他会計の公債費に対して、一般会計から他会計へ繰り出す経費も一般会計の負担額として捉える必要があります。

これら公債費に準じた経費も加算して実質的な公債費を算出し、標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）と比較して指標化したものが、実質公債費比率です。

【分子の計算】

（単位：千円）

算定に用いた基礎数値	令和2年度	令和元年度	平成30年度
① 元利償還金の額（繰上償還額除く）	781,154	761,387	671,785
② 公営企業の公債費への繰出金	606,608	655,599	654,853
③ 一部事務組合等の公債費負担分	18,804	9,899	4,817
④ 公債費に準ずる債務負担行為分	0	8,548	6,339
⑤ 一時借入金の利子	0	0	0
⑥ ①～⑤ 計	1,406,566	1,435,433	1,337,794
⑦ 公債費に係る特定財源等	10,682	11,035	11,889
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	979,175	1,066,637	1,031,560

【分母の計算】

（単位：千円）

算定に用いた基礎数値	令和2年度	令和元年度	平成30年度
⑨ 標準財政規模	4,865,351	4,748,811	4,775,585
⑩ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（⑧と同）	979,175	1,066,637	1,031,560

【実質公債費比率の算定結果】

30年度	=	$\frac{1,337,794 - 11,889 - 1,031,560}{4,775,585 - 1,031,560}$	=	7.86172%
元年度	=	$\frac{1,435,433 - 11,035 - 1,066,637}{4,748,811 - 1,066,637}$	=	9.71603%
2年度	=	$\frac{1,406,566 - 10,682 - 979,175}{4,865,351 - 979,175}$	=	10.72285%

実質公債費比率	=	$\frac{7.86172\% + 9.71603\% + 10.72285\%}{3}$	=	9.4%
(参考R1：9.1%)				

令和２年度の比率は 10.72285%で前年度から 1.006 ポイント増、３カ年平均では 0.3 ポイント増加の 9.4%となっています。

内容をみると、分子の計算では、①元利償還金の額が 19,767 千円増、②公営企業の公債費への繰出金は 48,991 千円減少、③一部事務組合等の公債費負担分が 8,905 千円増加。分母の計算では、⑨標準財政規模が 116,540 千円増加（地方交付税の新算定区分に「地域社会再生事業費」創設されたもの等）となりましたが、元利償還金に係る算入額は、令和２年度は 87,462 千円減少となっています。

なお、元利償還金額については借換債対象償還元金を除いた額での算出となります。

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債残高のほか、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道・病院事業債のように公営企業等他会計の地方債残高で一般会計が負担するもの、一部事務組合や広域連合が整備した施設に係る地方債の本町負担分、一般会計で負担すべき職員の退職手当などがあります。

また、当該地方公共団体が設立した土地開発公社の負債についても、経営状況によっては、将来、一般会計で負担しなければならないこともあります。

このように一般会計等が将来的に負担することが予想される実質的な負債にあたる額を将来負担額として把握し、この将来負担額から負債の返済に充てることができる基金等の額を差し引いたうえで、標準財政規模を基本とした額（実質公債費比率と同）で除したものが、将来負担比率です。

【分子の計算】

（単位：千円）

算定に用いた基礎数値	令和２年度	令和元年度
① 一般会計等の年度末地方債残高	7,657,325	7,240,504
② 債務負担行為に基づく支出予定額	0	1,163
③ 公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額	4,722,936	5,272,389
④ 一部事務組合等の年度末地方債残高のうち、本町が負担しなければならない額	273,470	314,269
⑤ 年度末に全職員が退職した場合に一般会計等が負担しなければならない額	622,330	602,585
⑥ 土地開発公社における負債の負担見込額	0	0
⑦ 連結実質赤字額	0	0
⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
⑨ ①～⑧ 計	13,276,061	13,430,910
⑩ 充当可能基金	3,509,703	4,140,274
⑪ 充当可能特定歳入	0	10,705
⑫ 地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額	9,556,745	9,618,040

【分母の計算】

（単位：千円）

算定に用いた基礎数値	令和２年度	令和元年度
⑬ 標準財政規模	4,865,351	4,748,811
⑭ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	979,175	1,066,637

【将来負担比率の算定結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{13,276,061 - 3,509,703 - 0 - 9,556,745}{4,865,351 - 979,175} = 5.3\%$$

令和2年度決算における数値は5.3%で、昨年のマイナスから上昇となりました。

内容をみると、分子の計算で、①一般会計等の年度末地方債残高は416,821千円増加、②債務負担行為に基づく支出予定額は皆減、③公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額も549,453千円減少、④一部事務組合等の年度末地方債残高負担額は40,799千円減少、⑤年度末に全職員が退職した場合に係る負担額は19,745千円増加（一般職分の増等）、⑩充当可能基金が630,571千円減少、⑪充当可能特定財源は皆減、⑫地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額は61,295千円減少となっています。

分母の計算で、⑬標準財政規模が116,540千円増加、⑭元利償還等に係る基準財政需要算入額は87,462千円減少となっており、令和2年度は予算規模が拡大し、財政調整基金を348,854千円、減債基金を269,871千円充当しており、充当可能基金額が減少しているため決算剰余金などで計画的な基金の積立てを実施していく予定です。

※参考：令和元年度

$$\text{将来負担比率} = \frac{13,430,910 - 4,140,274 - 10,705 - 9,618,040}{4,748,811 - 1,066,637} = \text{—}\%$$

○健全化判断比率の推移

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	9.8	9.4	9.6	9.0	9.1	9.4
将来負担比率	13.7	—	—	—	—	5.3

財政の健全化を図るため、決算剰余金の積立てなどにより、実質公債費比率、将来負担比率ともに年々改善されてきました。将来負担比率については、庁舎建設基金やふるさと応援基金、子育て応援基金、減債基金など、目的基金の積立額の増加に伴って比率が下がってきていました。今後は、役場庁舎建設に係る合併特例債の発行や合併特例債対象以外の事業に係る償還の増加が見込まれていることから、両比率とも増加傾向になることが予想され、その動向には引き続き注視していかなければならないと考えています。

○資金不足比率

公営企業の資金を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業会計における資金不足額（一般会計等における実質赤字額に相当するもの）を企業の事業規模で除した比率が資金不足比率です。

この比率が高いほど料金収入等で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営企業として経営状況に問題があることを示しています。

本町の公営企業会計においては、すべての会計において剰余金（黒字）が発生している状況（住宅地造成事業は 0 決算）にあるため、資金不足比率の表記についても、実質赤字比率と同様に資金不足がないことを示す「－％」となっています。

なお、各会計の黒字額の程度をご覧いただくため、各公営企業会計の実質収支額及び剰余額の合計額を分子として各会計の事業規模と比較したものを、下記の資金不足比率の算定結果で表示（△％）しています。

【各会計の資金不足額】

（単位：千円）

会計名	歳出総額 (A)	歳入総額 (B)	翌年度に繰り越すべき財源(C)	資金不足額 A－(B－C)
水道事業※	3,571	720,786		△717,215
病院事業※	173,895	403,056		△229,161
下水道事業※	22,673	138,139		△115,466
住宅地造成事業	57	4,589		△4,532

※水道事業及び病院事業、下水道事業は公営企業会計の法適用のため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第3条に定める算定方法により算出。

【資金不足比率の算定結果】

※水道事業の事業規模 246,410 千円

$$\text{水道事業} = \frac{(\triangle 717,215)}{246,410} = \underline{\underline{-\%}} \quad \triangle 291.0\% \text{ (参考 R 1 : } \triangle 308.8\%)$$

※病院事業の事業規模 1,730,292 千円

$$\text{病院事業} = \frac{(\triangle 229,161)}{1,730,292} = \underline{\underline{-\%}} \quad \triangle 13.2\% \text{ (参考 R 1 : } \triangle 18.8\%)$$

※下水道事業の事業規模 161,352 千円

$$\text{下水道事業} = \frac{(\triangle 115,466)}{161,352} = \underline{\underline{-\%}} \quad \triangle 71.6\% \text{ (参考 R 1 : } \triangle 171.0\%)$$

※住宅地造成事業の事業規模 0 千円

$$\text{住宅地造成事業} = \frac{(\triangle 4,532)}{0} = \underline{\underline{-\%}} \quad \triangle 0.0\% \text{ (参考 R 1 : } \triangle 0.0\%)$$

【事業規模】

- ・法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額